外国人エンジニアの受入れ・就労促進

(「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」 令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定)

規制改革の内容

特例措置前

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、 雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、 長期化することもあり、入国時期が予見できず、 企業が人材を計画的に採用することに困難が生 じている。



特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。



効果

- ・スタートアップはじめ国内企業の成長を担う 海外の優秀な人材の確保
- ・国内産業の国際競争力の強化
- ・国際的な経済活動の拠点の形成

